

大阪産（もん）ロゴマークを 利用しませんか！

大阪産（もん）のロゴマークは、簡単な申請手続きを行うだけで、使用できます。あなたのお店でも、ぜひ、利用してみませんか。

ロゴマークを既にご利用いただいている飲食店の方からは、ロゴマークを使うことで、地元大阪で採れた野菜やくだもの、肉、魚などを活かしたお店として親しまれるようになりましたと、喜びの声もいただいています。



大阪産（もん）って？

大阪府内で栽培・生産された農林水産物とそれらを原材料にした加工品を大阪産（もん）と呼び、共通のロゴマークを使っています。

ロゴマークの使用許可申請ができる方は？

- ・大阪産（もん）の販売事業者（農林水産物やその加工品）
- ・大阪産（もん）加工品販売事業者（漬物やドレッシング、ジャムなど）
- ・大阪産（もん）を利用したメニューを提供する飲食事業者
- ・大阪産（もん）のPRを行う事業者（雑誌、ミニコミ誌など）

ロゴマーク使用許可を受けたら？

- ・大阪産（もん）ロゴマークを店舗の玄関やコーナー、メニュー、チラシ、ホームページなどで利用できます。
- ・ロゴ使用事業者（登録希望者）専用のメールで、大阪産（もん）PR イベントや商談会等への出展案内や、セミナーの開催案内などをお知らせします。ビジネスチャンスの拡大にもつながります。

大阪産（もん）ホームページ

- ・大阪府が運営する大阪産（もん）紹介ページ。大阪産（もん）とは？をはじめ、大阪産（もん）を買うことができるお店や食べることができるお店の紹介、ロゴマークの使用基準、おいしいレシピなどを紹介しています。

ホームページアドレス

http://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/osaka_mon/index.html



QR コード



【問合せ先】

大阪府環境農林水産部流通対策室

ブランド戦略推進グループ

大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎 23 階

電話 06-6210-9605（直通）

http://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/osaka_mon/